

海岸漂着ごみ問題と地域住民の生活環境

Problems of marine litter and life environment of residents.

倉 重 加 代

Kayo KURASHIGE

1. はじめに

2009年7月、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下、海岸漂着物処理推進法）が公布・施行された。海岸漂着ごみに限らず海洋ごみは国境を越えて移動することもあり、「環境・循環型社会白書」においても「地球規模の環境」のなかの「海洋環境」に位置づけられている。しかし、同法の制定は問題の対応に苦慮する地方自治体や、問題の深刻さに警鐘を鳴らし続けてきたNPOなど「下からの」働きかけによるところが大きく、環境運動の一つの成果とみなすことができる。同法は「下からの」働きかけが実り法律が制定されたが、次はその法律の下で策定された政策に従って都道府県、市町村、事業者、国民などが具体的に行動することが要請される。同法第11条2には、「国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない」と、国民の責務を掲げられている。小木曾洋司が述べているが、制度改革は住民運動や市民運動などの住民の能動的な組織活動があってこそ進んだのであるが、重要なのは、その制度の維持という点でもそうであることである。しかし、制度の維持という段階では、市民運動や住民運動のような非日常的な組織活動とは異なる住民の組織活動が必要になる。この意味において、住民が自治の主体として、日常的に、どのような位置と役割を担わなければならないのかということが問題になってくるのである（小木曾 1998 : 32）。

ここで注意しなければならないのは、本問題に対し「下からの」働きかけがあったとはいえ、日本国内で海岸にごみが漂着するすべての地域で同じような働きかけがあったわけではなく、地域ごとに問題への認識や取組みに差があることである。国民はそれぞれの背景をもっており、居住する地域にもそれぞれの特徴がある。本問題に対する政策の方向性が定められても、法律で国民の責務が掲げられていても、本問題への取組みの度合いは地域差が生じることが予想される。国民が協力可能な海岸漂着物対策の一つとして海岸清掃があるが、清掃活動は団体（組織）で行われることが多いことから、地域の組織の活動が活発か否かが海岸環境保全に大きな影響を与える。そして活動を実施する組織は、使命感や充実感に満ちあふれて積極的に行っている組織から、単なるルーティンワークとして位置づけている組織、止めたいが止められず活動を継続している組織など、さまざまな状況が考えられる。一方、活動を実施しない組織の場合は、実施したいができない、あるいは

過去には実施していたが諸般の事情で止めてしまったというものから、そもそも清掃活動する必要性を感じていないケースなどが想定できる。

このような地域住民の事情を生活環境主義の視点で分析することを試みていこうと思う。生活環境主義は、もともと環境の改変にかかわる一つの考え方として理念的に設定されたものであり、論者によって多少立場は異なるが、筆者自身は居住者の立場に立って居住者の「言い分」の分析とおして環境問題の構造を示す一つの考え方だと認識している。

このような発想に至った背景には、今日の環境政策は「上からの発想」に支えられながら、その具体的実践の方向性が示される傾向にあることがある。末端の実働部隊である国民は、そうした決定に従って動くことが要請される（荒川 2009 : 30）。

1993年に施行された環境基本法第4条には、基本理念の一つ「環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」が示されている。

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行なわれるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行なわれなければならない。

このような「環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」は「科学的知見の充実の下に」行われることが定められている。そして荒川が「実働部隊」と表現した国民の責務は同法第9条に示されている。

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めると共に、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する義務を有する。

法律でも定められているように、環境政策の方向性の判断として「科学的知見」が優先され、科学的知見をふまえて決定される各事項に国民は従うことになる。

このような政策実行の流れの中で、実働部隊の国民は何を考え、どのように行動しているのか（いないのか）。政策決定の際に住民の意見はどれだけ反映されているのか。住民組織は政策に協力的か否か、等々、さまざまな疑問が浮かんでくる。一般的には環境政策に関する情報発信源が国や科学者に限定され、地域住民の意見がほとんど聞こえてこないのが実情である。そこで、住民の立場に立ち住民の言い分を分析することは、問題構造を多角的にみる上でも重要であると考えられる。生活環境主義は綿密なフィールドワークをもとに論旨を組み立てていくという手法をとるが、本稿は

フィールドワークをもとにしたものではなく、生活環境主義から海岸漂着ごみ問題を分析する前段階のものであることをあらかじめ断わっておく。

なお、本稿では「海岸漂着ごみ」と表記しているが、海岸漂着物処理推進法では以下のように定義されている。

第二条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

2 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

海岸漂着ごみは漂着したものばかりではないが、海岸に散乱したものも含めごみその他の汚物又は不要物を総称して、本稿では「海岸漂着ごみ」ということにする。また、「海岸」については、ここでは人びとが船を用いずに海岸を利用し清掃が可能な範囲を想定している。

2. 生活環境主義について

生活環境主義は滋賀県琵琶湖研究所の委託調査を行った鳥越皓之らを中心とした研究グループにより、その研究を深めて提起された理論的立場である。生活環境主義は当該社会に生活する居住者の立場に立ち、居住者の「生活」に強調点をおく。特定の「主義」を名のすることは、他の主義が併存していることを暗に示しているが、環境問題の場合、理念的に次の2つがある。一つが人間の手の加わらない自然を一番望ましいと考える立場で、俗にいう自然生態学的立場というものであり、それを「自然環境主義」と呼ぶ。もう一つは「近代技術主義」の立場で、水の環境でいえば、住民を洪水から守るということで、川をなるべく直線にして、川底をも含めた三面コンクリート張りにするという発想がそうである（鳥越 1989 : 19）。そして、地域社会学のキーワード集に生活環境主義の特徴が以下のように記されている。

このパラダイム〔生活環境主義〕は、生活システム（生活を基本においた社会システム）の保全を基軸においているところに特徴がある。生活システムとは生活資源（生活のための利用を前提としたさまざまな資源、たとえば土地や用水、公民館、年中行事、常識など）を基盤にして成り立つ社会システムのことである。

生活環境主義パラダイムは基本理論として、所有論、権力論（意思決定論）、組織論（主体性論）を用意している。所有論は、明治以降の近代法が土地の私有権を強固にみとめてきた事実がしばしば環境保全に対して負の機能をはたしている現状認識から、論理だてられている。法律の分野での環境権の運動が十分な効果を示すことができない現況において、社会学の実証的な研究の蓄積の成果から「共同占有」という土地所有のあり方を示したのが、生活環境主義の所有論の特徴である。権力論（意思決定論）は、人びとが運動のなかで安易に自分の意見を

変える事実を、素朴に否定的にとらえるのではなく、その仕組みを分析したところからでていて、グループ・メンバーが共有する正当性の論理としての「言い分」に注目している。組織論は、なにゆえに住民はあまりにもしばしば組織的分裂を生じさせてしまうのかという課題から、論理づけられたものである。生活環境主義は、「地域住民主体の把握無くして政策なし」という立場をとっている。そのために、かれらの個別の生活の経験や歴史の分析が重要な位置を占める。(鳥越 2000 : 313)

生活環境主義はその主張が明らかにされて以来、様々な批判を受けているが、ここでは主に「自然環境主義」と「近代技術主義」との関係及び権力論に関する批判をとおして、生活環境主義の特徴を述べることにする。

2.1 自然環境主義、近代技術主義と生活環境主義

まず、生活環境主義を自然科学主義および近代技術主義と対比させる位置についての批判を挙げよう。井上孝夫は「この三つの主義は必ずしも相互に対立するわけではない」し、「現実には人間の生活を視野に入れることのない自然環境主義や近代技術主義はほとんど存在しないし、仮に存在したとしてもことさら取り上げるには価しない」と述べる(井上 1999 : 86)。

鳥越も「生活環境主義」は理念的的に設定されており、他の両者の中間に位置するという単純なものではないこと、他の二つの主義と比較してつねに卓越した主義であるというわけではないことは述べている(鳥越 1989 : 6)。

しかし、生活環境主義が明示的に論じられるようになって20年以上が経過し、「環境をめぐる他の学問領域・政策領域における住民志向、生活志向の高まりのなかで、その『切れ味』が薄れてきている」という「時代診断」は生活環境主義に言及する多くの論者が共有している(荒川・五十川 2008 : 86)。この点については松村正治も「生活環境主義が対比的に示す頑迷な自然環境主義は多くの自然保護運動において影響力を失い、強硬な近代技術主義も時代錯誤として映る。近年のこうした動向を踏まえれば、すでに生活環境主義の考え方は斬新ではなく、ことさら主張することではない。現状を踏まえて井上がこう指摘したいのであれば、その主張を理解できなくはない」(松村 2007 : 277)と、井上の批判に対し理解を示す。つまり、「生活環境主義が打ち出された1980年代前半の歴史的・空間的な文脈」においては、「鳥越の理念的な想定が妥当と思われるほど、実際にこの二つの考えが広く共有されていたという社会的事実があった」。しかし、環境問題の質的変換、特に1980年代から90年代に、原生自然を守ることに焦点が当てられてきた自然保護から、次第に里山などの二次的自然を保全することも含むように移り変わってきた。そこで、「こうした質の変化に呼応するように、環境(生態)民俗学、環境(生態)人類学、保全生態学、生態工学などの領域で研究が盛んになってきた。(中略-引用者)今日においては、かつて自然環境主義に立っていた保護活動家がマタギの民俗に関心を示し、かつて近代技術主義に立っていた技術系職員は近世の水制を設計するのだ。こうして、2つのパラダイムは次第に現実としては間隔を狭めながら、生活環

境主義に近いスタンスをとるようになってきた」。このため、「生活環境主義の独自性は薄らいでいるように思われる」というのである（松村 2007 : 277-8）。

また、脇田健一は、「ある意味で生活環境主義は近代技術主義と自然環境主義との「対抗」関係のなかで、自らの存在意義と有効性を保持しているともいえる」が、20年前とは異なり地域住民の存在を無視できない状況になっていることは間違いなく、「『対抗』性を持続させながらも、排除や隠蔽のない『対話』（コミュニケーション）の可能性を志向していく」ことになると述べる（脇田 2005 : 79-80）。

しかし、自然環境主義と近代技術主義がともに地域住民の生活を考えるようになり、生活環境主義に近い立場へと近づいてきたものの、それは政策論に対して認められるのであって、認識論においては依然として大きな溝があると考えられること、つまり、認識論と政策論の区別が重要だと松村は指摘する（松村 2007 : 278）。「たしかに、地域の自然と人とが調和しているような理想的な場所を想定すると、違いが見えてこないだろう。（中略—引用者）しかし、思想がその力強さを発揮するのは、クリティカルな局面においてである」とし、以下のように述べる。

このような観点から、自然環境主義と近代技術主義をみると、これらがいかに政策論として生活環境主義に近いスタンスに立とうとしても、認識論としてはそれぞれ「自然を守ることはよい」ことであり、「優れた技術が人の役に立つ」ことを、普遍的な命題として残している。いや、このような記述はおかしいのであって、こうした近代的な理念を保持しているものとして、そもそも自然環境主義や近代技術主義は想定されている。だから、こうした価値観を手放さずに考えられるところまでが、この2つのパラダイムの適応範囲である。

しかし、生活環境主義は、それまで一般に信じられていた「常識を覆す」（鳥越 1997 : 3）のである。フィールドワーカーは、しばしば現場でうろたえ、自分の世界観が揺らぐことを経験するだろう。このとき、あくまでも啓蒙主義的な立場から従来の構図を当てはめて対象を分析しようとするのか、それとも対象に迫ることによって常識を覆されるのかが試される。そして、生活環境主義に立つ者は、既存の世界観が変容していくことを肯定しながら、新たな理論と方法を模索するだろう。まさに、生活環境主義は「フィールドワーカーが構成する理論」（鳥越 1989 : 3）であり、あくまでも近代啓蒙の範疇にある自然環境主義と近代技術主義とは相容れないのである（松村 2007 : 279）。

この点に関連して鳥越の主張もあわせて引用しよう。

人間の行為から分析を始める社会科学や、人間の考え方を重視する人文科学においては、大なり小なり「生活環境主義」的立場を選択すると思う。一方、自然科学を背景にする人たちは、「自然環境主義」や「近代技術主義」の立場を是認するばあいが多いだろう。

ただ現実の、環境問題にかかわる研究者やプロジェクト担当者の圧倒的多数が、現在の我が国においては自然科学畑の人が占めていることも一因となって、「自然環境主義」と「近代技

術主義」というこれらふたつの主義が相互に力を持ち、角逐しているのが現状である。もっとも、科学はつねに客観的であるというある種の信仰が多くの人たちに支えられていて、このような主義というイデオロギーについてまで問いを深めることが稀であるため、相互の角逐が隠蔽されたままで、政策が撃たれている側面がないとはいえない（鳥越 1989 : 5）。

鳥越の主張から20年以上経過した今日、上述したように自然環境主義と近代技術主義が生活環境主義に近いスタンスをとるようになり、鳥越が述べるような自然環境主義と近代技術主義の角逐は薄らいでいると思われる。しかし、それら2つの主義が接近してきたとしても「近代啓蒙の範疇にある」あるいは「自然科学を背景にしている」点で自然環境主義と近代技術主義は一つの軸の上になり、生活環境主義はその軸とは異なる位置にあることになる。

そして、もうひとつ、生活環境主義の位置を別の視点から見てみよう。環境社会学の研究のなかには、大まかにいって2つの方向性があることは既に多くの指摘がある。飯島伸子や古川彰の表現を借りるならば、それは「環境問題」への志向と「環境共存」への志向といえることができる（飯島 1998:2, 古川 1999 : 55）。社会のなかでクリア・カットされた、特定の問題焦点化するイシュー志向と、生活世界のなかに埋め込まれた諸要素を包括的に把握しようとするコンテキスト志向という二つの方向性に、視野を拡大しながら深化を続けている（寺口 2001 : 246）。そして生活環境主義は後者に位置するが、脇田は「理工学分野の研究に基礎を置く、近代技術主義や自然環境主義との対抗関係のなかで、そしてイシュー志向の『環境問題の社会学』とは異なるコンテキスト志向を保持することのなかで、独自のニッチを獲得していることが理解できる。まさに、生活環境主義は『対抗パラダイム』として成立している」と述べる（脇田 2005 : 79）。とはいうものの、先に触れたように、今日、地域住民の存在を無視できない状況になっている。このような時代において「対話」の可能性を志向していくというとき、「対話」には「生活環境主義の担い手である理工学分野との連携」と「環境問題の現場における多様な利害関係者間のコミュニケーションをめぐる問題」の2つの意味があると脇田はいう（脇田 2005 : 80）。

それぞれの立場の者が対話し、環境問題解決のための政策論や制度設計により踏み込んだ議論ができることは望ましい。しかし、対話という形で接近しようとも、それぞれの立場の背景が異なる点は認識しておく必要がある。また、研究や政策は基本的にイシュー志向であるが、生活世界には様々な問題がある。その問題に対する当該地域の住民の認識の程度と、研究者や政策担当者の認識の程度は必ずしも一致しないだろう。そして一般的に研究者や政策担当者の問題の定義は表面化しやすいが、当該地域の住民の問題の定義は表面化しにくい。このような状況からも生活環境主義の立場の独自性が保たれると考えられる。

2.2 生活環境主義の脆弱性——権力論

生活環境主義は、外部社会からの権力的な介入にたいしてあまりに無防備であると三浦耕吉郎は指摘する。例として「地域に生活する人びとは、転倒されない便宜や有用性を駆使して、外部社会

からの支配的な方向づけに対して、ときに妥協点を探り、ときに一時的に服従し、あるときは激しく抵抗した」(松田 1989 : 125) (傍点三浦) という点に対し、三浦は「ここで『転倒されない』とは、『人びとの生活を外から支配することのない』ともいいかえられているが、そのような『転倒』こそ、私たちの身のまわりで日常普段におこりうることではないか。とくに外部社会との緊張関係のなかでの『生活者の言説の豹変』には、つねに『転倒』への危険性がはらまれている」し(三浦 1995 : 473), 「たとえ地域住民が『転倒されない便宜や有用性』にもとづいておこなった選択であったとしても、その選択が外部権力の支配から自由であるとするのは、あまりに素朴な見方であるといわざるをえない」(三浦 1995 : 483) と述べる。

この点は生活環境主義といっても論者によって立場が異なる。たとえば鳥越は、従来の日常生活分析の規定では「国家権力の分析は全体社会分析のときに行なえばよいのであって、日常生活分析のばあいは視野から外して当然という見解がうまれる。しかしたとえそれが小範囲でフェイス・ツウ・フェイスな人間関係の分析だとしても、そこでの人びとの行為のありようをみると、あきらかに国家が形成した道徳が強い影響力をもっていることがわかる」と述べる(鳥越 1989 : 29)。フェイス・ツウ・フェイスな人間関係のなかでの権力のありように加え、フェイス・ツウ・フェイスな人間関係への外からの圧力の影響を意識していることは推測できる。また、荒川・五十川は生活環境主義が権力に関して鈍感だという批判に対し以下のように述べる。「生活環境主義の立場に立つて日常生活のありようを描き出そうとする際には、いわゆる権力主体そのものを分析することがなくても、権力の存在を前提にして自らの行為を判断する人びとのなかに、その権力の微細な作動をみてとることになる。そのとき権力は抽象的に存在するのではなくて、人びとの行為の背後に具体的に作動している。そうした具体的に作動する実際の権力のありようにこそ、生活環境主義に立つ者は敏感になるのである」(荒川・五十川 2008 : 84)。人びとの行為の背後に具体的に作動する権力には道徳や国家権力のみならず科学的知見も含まれよう。その科学的知見について、たとえば嘉田は以下のように述べる。

それまで私達は“水汚染”は、いわゆる湖の自然現象を扱っている分野の人びとの間ではとくに定義されている概念であると思いこんでいた。しかし何人かの水質化学を扱う人びととの接触の中で「私達は水の成分濃度は扱うけれど汚染は扱わない」という意見を聞くに及び、「汚染」が極めて社会・文化的な概念であることを思い知った。たとえばチッソ2ppm濃度を水汚染とみるかみないかは立場・状況により異なり、これらの立場・状況とは社会・文化的文脈の中で理解される。しかも、自然科学的なハードなイメージを着せられて“汚染”が語られるという現実が、私たちの社会意識の中にますます浸透しているのである。しかし現在、汚染を社会、文化的に扱うという学問的蓄積はほとんどみられない。生活の中でもこのように意識されるチャンスは少ない。(嘉田 1991 : 222)

同様に鳥越の主張も引用する。

たとえばある住民が「この兎川の水は汚れてしまった」といって嘆いたとしよう。科学知は悲しいことに、「汚れ」そのものを証明することはできない。(中略—引用者) すなわち科学は対象を特定の要素(この例の場合は元素など)に分解して、その要素(あるいは要素群)の観察によってしか答えられない。要素と対置する全体(汚れそのもの)に対して分析する手段を、科学はもちあわせていない。この科学の特性は自然科学にかぎらず、私の属する社会科学でも同様である(たとえば機能分析)。(中略—引用者)

人間がつくりつづけてきた環境(いわゆる「自然環境」も人間がつくってきた環境だ。私たちの国にはまったく純粋な環境はほとんどない)について、日常的な知は独自の理論をもっている。そして現在、この独自の論理を政策担当者や科学者は不当に低く評価しているという批判を私たちはもっている。けれども明らかに、科学知は日常的な知の論理では見えなかった事実を剔出する力量を備えている。ともに正當に評価すべきである、というのが私たちの主張である(鳥越 1991: 334-5)。

さきの「自然環境主義」「近代技術主義」と「生活環境主義」の対比の議論に戻るが、これらには科学的知見をベースにした前者ふたつの主義と、日常的な知をベースにする生活環境主義との関係がよくあらわれているといえる。そして、科学的知見の優位性を否定できない今日において、日常的な知の分析をすることは、問題を多面的に捉え、政策を決定する上で重要だと思われる。

このようにさまざまな批判はあるが、松村は「言い分」という水準において人びとの意思決定に迫る方法は、やはり有効であろうという(松村 2007: 284)。ただし鳥越の言うように、「この『言い分』の本質や、変化の方向を知るためには、各人や各組織体の『経験』にまで降り立って調査をしなければならないことはいうまでもない。ライフヒストリーの手法や、時間要因を入れた(歴史的)分析がここでは不可欠なものとなる」(鳥越 1989: 48)。さらに松村は「生活環境主義の理論と方法が、フィールドワーカーによって収集されたデータをもとに考案されたものであるならば、それらが生まれてきたプロセスを詳細に示すことが必要である。そのためには、フィールドノートに記したデータをもとに、問いを鍛えていく過程を明らかにすべきであるし、また聞き書き資料だけでなく、新聞記事や写真などのデータを立体的に示すことも求められる。こうした丁寧な手続きをとることにより、経験的なデータをもとに生活環境主義に向けられてきたほとんどの批判に対して討論することができる」という(松村 2007: 284)。

松村がいう「ほとんどの批判」のうち、本稿で取り上げたのはごく一部である。データを示す際の丁寧な手続もさることながら、生活環境主義に向けられた批判も丁寧に整理したうえでデータを得、その分析を行い、積み上げたデータで理論を組み立てていくことが必要である。

3 生活環境主義と海岸漂着ごみ問題

3.1 琵琶湖岸調査報告より

海岸漂着ごみ問題を生活環境主義の視点で捉えるとき、琵琶湖岸地域における嘉田の調査報告(1991, 1993, 1995)が大きなヒントを与えてくれる。以下、嘉田の報告のなかから、少し紹介しよう。

さきに、汚染は「自然科学的なハードなイメージを着せられて」語られ、社会、文化的に扱うという学問的蓄積はほとんどみられず、生活のなかでもこのように意識されるチャンスは少ないことを挙げた。汚染を社会、文化的に扱うというときに、生活環境主義では地域住民の考え方に求めている。

嘉田は琵琶湖周辺の地域自治会の会長の協力を得て「琵琶湖がきたないということをあなたは何によって判断しますか」という質問に対する回答を集めたところ、「目でみる汚れ」、とくに「ごみ」をあげる人が圧倒的に多数であり、ごみにまつわる語彙が多いこと、そのなかでもスチロールやビニール、空き缶というような人工物ばかりでなく、藻や水草など、自然物もごみとして認識されていることに注目する。そして「そもそも『ごみ』とは、われわれが、それを特定の生活の文脈のなかで『不用』と認識するからごみになるわけである。特定の物質を『ごみ』と判断する根拠はモノそのもののなかにあるのではなく、それとかかわりをもつわれわれの生活意識、その生活意識を支える生活様式のなかにある」と述べる(嘉田 1993:155)。

また、湖岸や河川が浮遊ゴミにおおわれ水質の富栄養化が進行する琵琶湖岸地帯で、地域の人びとは汚水の原因をどのように考えているのか。嘉田は自由解答欄の意見を検討したところ、次のような三つのパターンが浮かび上がったという。一つ目は水環境の利用がなくなり地元の人びとがその管理に注意を向けなくなったという指摘であり、二つ目は、上流に住む人びとや外部から入ってくる観光客の責任を強調する型、三つ目は、河川の汚れについてのものであるが河川そのものの構造的変化にその原因を見出す型であり、たとえば「最近、上流にダムが出来たせいか川の水量も減り汚れの濃度が濃くなっている。それと、土砂の流出量も昔と比べて多く、大量に土砂が溜った中州などに草木が生え、ゴミがたまり、地元の清掃では手におえなくなっている」というものである(嘉田 1991:222-3)。

また、水環境の清掃についても興味深い調査が行なわれている。対処療法的ではあるが、各地区とも何らかの形で、湖岸や河川の清掃をすべきだと考えており、それを実行している。どのような組織が清掃をおこなっているのかについて質問した結果、湖岸清掃団体のうち一番多いのは「集落」で47%、次いで「市町村」の27%、次いで23.5%と多かった「その他」には老人会、婦人会、漁業協同組合が含まれているという。それに対して、河川の清掃団体のうち70%は「集落」で「市町村」は5.3%、老人会、婦人会、漁業協同組合が含まれる「その他」も13.8%と、「集落」以外の団体はたいへん少ない。湖岸と河川の清掃団体を比較すると、湖岸では集落ぐるみというのは比較的少なく、老人会、婦人会などのいわゆる自主的な集団、あるいは漁協など直接湖岸の利用団体が比較的多く、それに対して河川は集落ぐるみの清掃が多い。

このような湖岸と河川に対する清掃意識のちがいは「本来だれが掃除すべきか」という質問に対してもちがいになってあらわれている。湖岸は本来、県がやるべき(41.7%)、市町村がやるべき(36.2%)という意見が多くなり、河川についても本来は「県」(27.0%)、市町村(29.6%)という

数字が多くなるが、上位の行政体への依存意識は河川よりも湖岸の方が高い（嘉田 1991 : 224-5）。

以上のことから、湖岸、河川の清掃意識について、嘉田は次のような特色を指摘する。少し長くなるが引用する。

まず第一は、清掃管理面において、湖岸と河川では住民意識にちがいがみられ、河川の方が住民により密着した存在となっており、集落ぐるみの清掃がおこなわれている。昔から湖と河川とでは集落のような地域社会にとっても意味が異なっていたという法制的な歴史的事情、さらに地元民にとっての利便性が湖は低かった（漁業や藻取りなど一部の利用を除いたら）という生活上の事情ともからんでいると思われる。

第二点目は、湖岸、河川ともに、現在の清掃は多くの場合地元で引き受けているが、「本来だれがすべきか」ということになると市町村や県など、上位の行政団体に依存する意識が強くなる。水汚染がすすむ中で、河川などの水環境そのものだけでなく水をつつみこむ地域社会そのものも自助努力で環境整備ができなくなってきているさまを表現しているといえる。これは「労働奉仕仕事のやりにくさ」その背後にある「地域の人々の多忙さ」さらにその背後となる「就業機会、金儲けの機会の増大、農家の兼業化の進展」という回答者の言葉に表現されているように、日本経済の構造的変化と結びつくものであろう。しかし私たちはこれだけではなく日本の“むら”といわれる集落社会組織そのものと関連しているという指摘をしたい。

日本の農村社会の母体をなす“むら”は明治22年の町村制施行以降正式の行政機関としての地位を失うのであるが、多くの場合その役割は残されており、むらが上位の行政機関との関連でどのような役割を果たすべきか、その両者の境界は“振子の如く”時代により地域により揺れ動いていた。そのような不分明な役割分担体制の中で、上位機関がとりのこした機能で、かつ、住民の生活保全に必須の機能を“むら”は担ってきたのである。つまり、湖岸や河川の清掃や管理は、たとえ上位の行政機関がとりのこしても、それが自己の生活保全に結びつくとは強く認識されたならばむらレベルで積極的に対応されてきた。しかしそれが地域の生活保全と結びつくとは認識されないならば、そのような役割は次第にとりこぼされていかざるをえない。（嘉田 1991 : 225-226）。

対処療法的とはいえ地域の生活保全と結びつくという実感があれば、集落組織で環境管理に対して対応されるが、地域の生活保全と結びつくとは認識されないならば、そのような役割は次第にとりこぼされていく。このような、地域住民の生活と地域環境との疎遠化が地域環境への無関心をもたらしていく。嘉田は次のようにも述べる。

生活環境主義の立場から見て、現在の各種の環境問題をめぐる住民の選択がどこまで住民にとって満足のいくものであるかと問えば、それはたいへん疑わしいといわざるをえない。琵琶湖岸の地域の社会変化を追跡しつつ、私たちは環境問題をめぐる住民の選択をめぐってふたつのレベルで問題があると指摘した。ひとつは住民自身の問題であり、ひとつは住民をとりま

く外部的な問題である。

住民自身の問題とは、地域社会の「自主管理論」と強く関連しており、外部的な問題とは「住民参加論」としてこれまで議論されてきたことの延長にある。

住民自身の問題をもととみると、地域社会が複雑化するなかで、住民がおかれている状況について、住民自身にも自分たちの地域がみえなくなっており、と同時に住民が地域に関心を持たなくなっているという悪循環があるのである。(中略—引用者)

ふたつめの住民をとりまく問題というのは、ひとことでいえば、現在の環境問題を強く規定している重要な判断を、行政者や科学者だけで行い、住民の参画が十分に果たされていないことにある。(嘉田 1995 : 126-7)

現在の環境問題をめぐる住民の選択をめぐるふたつのレベルの問題についての検討はここではしないが、たとえば先の清掃活動などの地域の環境管理への対応については、これらの問題とは別のところに大きな問題がある。嘉田自身も述べているように「散乱ゴミの問題にしても、ゴミをつくりだす生活資材を供給する企業の問題でもあり、それを黙認する行政の問題でもある。最終消費者たる生活者だけに生活公害の責任をなすりつけることはできない」のである(嘉田 1995 : 296)。そのような問題を生活環境主義で扱うには限界があると井上はいう。つまり「生活環境主義が関心を抱くかつての生活に根差した環境保全の実践も、環境と社会のあいだの物質代謝における入出力における質的な相違によって、今日ではそのまま使うことはできなくなっている。(中略—引用者)しかし、琵琶湖を取り巻く自然環境という客観的条件の変化と、石油文明のもとでの生態系の物質循環になじまない科学物質の利用によって、このような規範的文化はまったく過去のものになってしまったのである。それゆえ、石油文明のもとで新たな環境保全の規範が考えられなければならないのであって、いつまでも過去の役に立たない規範的文化にこだわってはいならないのである」(井上 1999 : 90)。

しかし、仮に新たな環境保全の規範が考えられるとしたときに(仮にその規範を考えるのを政府としよう)、その新たな規範が当該地域の居住者に受け入れられ、実践に向かうとき、旧来の(過去のものになってしまっている)規範的文化の変更が生じる。あるいは啓発がスムーズにいかない場合は、当該地域に旧来の規範を変更しない何らかの根強い力が働いているとみなされよう。このような点について検討する際、当該地域に存在してきた旧来の規範的文化(と変化)を分析することは必要であろう。また、地球環境問題に関する政策において、ある政策を強力に推し進めることになった場合においても、旧来の規範の何がどのように変更を余儀なくされたかを検証することは必要だと考える。

3.2 海岸漂着ごみ問題

先に紹介した事例のうち、海岸漂着ごみ問題に関しては「ごみの認識」および「住民が認識する琵琶湖や周辺河川の汚染の原因」、「清掃活動を実施する主体」について概観する。そして「住民が

認識する琵琶湖や周辺河川の汚染の原因」については、具体的に、地元の人びとが管理に目を向けなくなったこと、他地域や外から来る観光客の責任の強調に関して述べていくことにする。

(1) 「ごみ」の認識について、海岸漂着ごみの語り

筆者は以前、海洋ごみが沿岸漁業に与える影響について、漁業者に聞き取り調査をおこなったことがある。そのときにごみを「主にプラスチック素材の人工物の固形状のものの中で、漁業者が不要と認識し、負の価値を付与したもの」と定義し、漁業者への聞き取り調査もこの視点を持って開始した。このような定義をしたのは「一般的に、海洋ごみ問題についての研究や議論がおこなわれるとき、ごみとして問題となるのは主にプラスチック素材をはじめとした人工物の固形状のものである」という認識からだった。しかし、この認識は必ずしも漁業では通用しないことが調査をして明らかになった。

漁業者には、自然物もごみとして認識されている。海産物に異物が混入していた場合、それがたとえ草のようなものでも、藻のようなものでも異物である。あらゆる異物を除去しない限り、商品としての価値は下がってしまうからである。自然物を含めて異物の除去を期待され、流木やエチゼンクラゲに困惑する漁業者と、人工物の除去を念頭に置く市民活動や研究者とは認識のずれがある(倉重 2005)。

この認識のずれは海岸に漂着するものに関しても同様のことがいえよう。拾って除去するものの範囲が立場によって異なる場合がある。たとえば海岸に漂着した流木が除去の対象になる場合もあれば、一方で地域の行事などで今なお流木が利用されている地域がある。海岸に漂着しているモノにたいする沿岸域住民の意識やかかわり方などを分析する必要がある。

また、海岸漂着ごみ問題に関する情報のうち表面化している情報の多くは、海岸に実際に流れてくるごみの量や質(素材)に関するもので、これらの調査は自然科学分野の研究、政府、NPOなどでかなり研究蓄積がある。他には漂着ごみの回収・処分に要する経費に関するものがある。海岸漂着ごみに関する情報発信源が研究者や政府、NPOなどに限定され、発信される内容も偏りがある。地域住民の意見がどのようなものなのか、また地域住民の声がどれだけ政策に反映されているかについては実態を把握する必要がある。

(2) 海岸漂着ごみの原因

地元の人びとが海岸の管理に目を向けなくなることについて、嘉田が指摘した琵琶湖岸の事例は海岸でもあてはまるだろう。そのうえで、さらに、沿岸域住民が海岸から関心が離れる要因を探ってみよう。

人びとと海岸との距離感を対象とした研究は見あたらないが、漁村社会の研究、漁業史、コモングの研究蓄積において、人々の海辺での生活(とその変化)の様子から人びとと海岸との距離をうかがえる。

まず、漁業の専門化という動きである。たとえば民俗学者の桜田勝徳は明治31(1898)年の『大日本水産会報』の「横浜近海の大略」に、「沿岸町村の旧慣習に基づいて、大師河原村・田島村・

町田村（いずれも神奈川県，筆者注）を磯付村と称し，その地先寄洲に生ずる貝藻を採るを例としてきたが，古来この村々には沖合漁業者がいなかったから，出漁したり他に入会漁場をもつということはないという意味の記事があり，それによってもこの採藻部落は，漁業を主業としておこなうことのない，農を主とするものの部落であったことを察することが出来る」と述べている（桜田 1980 : 385）。

また，矢野晋吾は，コモンズの管理としての漁撈という観点から琵琶湖沿岸域の漁業の変化を論じている。それは，伝統的に半農半漁の集落で，「人びとの生活の実態から，村落が漁業権を統括することが，当時としてはもっとも合理的で，かつ内外ともに通用する正統性をもっていたといえるだろう」という状態だったものが，「戦後になって，村落と漁業との関係性が大きく変化し，「村落＝漁業権の主体」という構図が崩れることになる。これ以降，漁業権は，村落が統括するものから，漁業者のみが属する組織である漁業協同組合が管理・運営するものへと変化」する。さらに「1962（昭和37）年の改正により，操業日数90日未満の兼業漁家が正組合員として認められなくなり，沿岸域で漁を行っていた自給的な漁家は，漁協の中核から外れていくこととなる」。そうして「かつて村落の領域内の資源は村落が一元的に管理し，生業を問わず利用可能だった従来の慣行が否定されたことは，人びとの意識の上でも分断をもたらす」こととなり，「農業者の関心から水域・漁撈が消え，漁業者も沖合に向かったことで，沿岸域の利用者＝環境管理の担い手がほとんどいなくなった」という（矢野 2006 : 37-41）。

このような事例から，沿岸域住民の多くがかつて漁や採取をおこなっていたこと，漁業法の改正により漁業の専門化がすすみ，地域住民の一部のみが水域に関心を持つ状態になったことが理解できる。また，漁業者が沖合に向かったことについて，桜田は「民俗調査が漁村を場としてはじめられた昭和初期頃の漁業は，すでに沿岸地先の海から沖合漁業へと進出していたものが少なくなく，村外の漁場に出漁をくりかえすものもあり，また沿岸に近い海面でもかつての地方色の濃かったころの地先の漁業から，底曳網・網繰網などの能率高いものに移る傾向が強くなっていた時期であった。こうした漁業の変化を，きわめて大まかにいうならば，漁村の基盤をなすその村の土地に接続した地先の海という固定した海面の漁業から，漁船単位の漁業に移っていきつつある途上であり，漁船間のはげしい漁獲競争を，より広い海面に激化していくときであったといっておいてよいであろう」と述べる（桜田 1959 : 75）。また，山岡栄市も『漁村社会学の研究』の中で，農林省統計調査部の昭和31年度『漁業動態調査報告書』を引用し，漁業の大型化・集中化への傾向がかなり顕著であると指摘している（山岡 1965 : 165）。このようなことから，漁業が沖合に向かい海岸から離れていく様子が見えてくる。

参考までに2003年の漁業センサスでは，漁業経営体数をみると「漁船非使用」と「地曳網」をあわせた構成比は，経営体総数（132,417）のうちわずか3.0%を占めるに過ぎない。岸から離れた漁業が主流であることが統計からもいえる。

(3) 海岸管理の複雑化

海岸の管理は海岸法上は当該海岸保全区域ならびに一般公共海岸区域の存する地域を統括する都

道府県知事が行うものとなっている。そして海岸保全地域に関しては、市町村長が管理者となっている場合もあり、港湾区域、漁港区域などと区域が重複する場合は、港湾又は漁港管理者の長が管理を行い、一般公共海岸区域の管理は知事又は市町村長が行っている。さらに、海岸は国の所管ごとに管理が分かれており、海岸保全地域は国土交通省河川局、国土交通省港湾局、農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁が所管しているが、鹿児島県の場合、上記所管順に県土木部河川課、国県土木部港湾課、県農政部農地建設課、県林務水産部漁港課でそれぞれ担当している。一般公共海岸区域は全て県土木部河川課の管理である。よって海岸の管理体制がたいへん複雑になっている(倉重 2006 : 36)。

(4) ごみが他地域から流れてくることや観光客の責任の強調

海岸漂着ごみの多くは当該海岸で発生したものではない点も問題である。

また、海岸の利用に関してみると、当該海岸周辺住民よりも他地域から来る人の利用のほうが多いことが予想される。『レジャー白書2009』によると、2008年の余暇活動参加人口は「スキューバダイビング、スキューバダイビング」100万人、「サーフィン、ウィンドサーフィン」120万人、「ヨット、モーターボート」40万人、「海水浴」1,890万人であり、場所は明らかではないが「釣り」も1,120万人となっている(財団法人日本生産性本部 2009 : 16,19)。(倉重 2009 : 154) そこで海岸のごみの原因としてレジャー客や釣り客のマナーの悪さが挙がってくる。当該地域で発生したものではないごみの回収・処理に対して、住民はどのように感じているのだろうか。

(5) 清掃活動を実施する主体

最後に、海岸清掃活動する主体として、NPO と漁業協同組合を取り上げる。

近年、ボランティア活動やNPOへの期待が高まっている。「国家の失敗」や「市場の失敗」、家族・親族集団やコミュニティ機能の低下がいわれるなか、それらを補完し・代替する領域として市民社会が位置づけられる。そして、市民社会は市民によってつくられるものであり、自発的な市民によるボランティア活動やNPOが現代の社会問題を改善するとも期待されている。琵琶湖報告書が発行された時期が特定非営利活動促進法が制定されるかなり前でもあり、同報告書にはNPOについての記述はないが、今日においては清掃活動を実施する主体としてNPOを含めるのは必要である。

1995年1月に起きた阪神淡路大震災への自発的な支援活動の広がり「ボランティア」としておおいに注目された。しかし、小木曾が述べているように、阪神大震災が現代社会に提起したもうひとつの側面は、地域社会の重要性であった(小木曾 1998 : 31)。新しい組織としてのNPOと、既存の組織である町内会・自治会は、設立の経緯や目的から見ると異なる組織であり、NPOは既存の町内会・自治会に代わる組織として、しばしばその差異を強調されてきた。しかし、本稿で対象となる地域においては人口集積度も低く、むしろ過疎といわれている地域において、両者が入れ子式に絡み合っていると思われる。

たとえば特定の目的を持って運営されているNPO法人だが、法人になるために届けることが必

表 鹿児島県 NPO 法人のうち、主な活動分野に「環境」を掲げる法人の届出活動分野数

分野数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
NPO 数	5	14	20	25	34	19	13	16	6	1	15
%	2.98	8.33	11.90	14.88	20.24	11.30	7.74	9.52	3.57	0.60	8.93

注) NPO 数は2010年7月末日時点のもの、鹿児島県 HP より

要とされる「主な活動分野」は17あるが、主な活動分野が単独の NPO 法人は意外に少ない。例えば鹿児島県の場合、2010年7月末現在の NPO 法人578のうち、主な活動分野に「環境」を挙げている NPO 法人は168 (29.1%) である。その中で環境のみを挙げている法人はわずか5 (2.98%)、最も多いのが5つで34 (20.2%)、中には活動分野が11以上の法人も15ある (表)。また、「環境」+「まちづくり」を活動分野としている NPO 数は128で、「環境」を主な活動分野としている NPO 法人の76.2%を占める (表参照)。複数の「主な活動分野」を掲げる NPO 法人については、日常的な組織として地域で活動を継続していくために、さまざまな地域のニーズを取り入れていることをうかがわせる。

もう一つ、漁協や漁村に期待されている役割について検討しよう。

まず、漁業協同組合の地域密着性についてである。益田庄三は「漁業部落という地域社会集団と、漁業協同組合という経済機能集団とが、集団の構成員とその地域的広がりにおいて一致し、同一である」とし、漁業協同組合を合致集団とよんだ。さらに「漁業部落という地域社会と、漁業協同組合が設置されている地域とが合致すれば、地域社会の構成員は、そのまま、漁業協同組合の構成員になる。漁業協同組合は、その組合が設置されている地域社会の構成員によって形成され、かつ、その構成員に対してのみ機能する。このように、地域社会と漁業協同組合の合致は、地域社会の構成員の利害関心と、漁業又は、漁場の利用収益上の利害関心との対応・合致に基礎づけられている」と述べる (益田 1979 : 607)。漁業協同組合のこの性質は慣習的にできあがったものというより、法律に基づいて形成されたものである。水産業協同組合法 (1948年12月15日、法律第242号) 第18条には組合員たる資格が記されており、「組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所を有し、(以下略)」とある。すでに述べたように、組合員の資格を有する者は操業日数をクリアする必要があるが、組合の地区内に住所を有するという点で、地域との密接性の高い組織である。

もう一つ、水産業や漁村はたいへん多面的な機能を期待されている。2001年に水産基本法が制定されたが、水産業の健全な発展に関する施策として、「効率的かつ安定的な漁業経営の育成」や「人材の育成及び確保」、「水産業の基盤の整備」などと並び、「漁村の総合的な振興」や「都市と漁村の交流」、「多面的機能に関する施策の充実」などが織り込まれている。そして水産業や漁村の有している多面にわたる機能の例として、「健全なリクリエーションの場の提供」、「沿岸域の環境保全」、「海難救助の貢献」、「国境監視への貢献」、「防災への貢献」、「固有の文化の継承」が挙げられている。

このようにみると、漁業者は一方で経済生産活動しつつ、一方で多面的な機能を担うことが求められている。しかし、漁業者のおかれている状況は厳しい。国勢調査によると、統計を取り始めた

1920年がもっとも就業者数に占める漁業者の割合が多かったが、それでも就業者総数に占める割合は1.96%である。漁業人口のピークは1955年の708,103人(1.79%)、その後、減少の一途を辿り、2005年には215,813人、割合は0.351%となっている。また、2005年のわが国の高齢化率は20.1%、就業者のみに限定すると高齢化率は8.8%であるが、漁業就業者の高齢化率は28.5%と高い。さらに2003年(第11次)漁業センサスによると、全漁業経営体のうち約95%を占める自営漁業の個人経営体のうち、後継者のいる経営体はわずか14%ほどである(自営漁業の後継者とは、ここでは個人経営体のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定のものをいう。)(倉重 2009:160)。このような漁業者をめぐる厳しい状況下で多面的な機能を期待されることを漁業者はどのように感じているのだろうか。

4. おわりに

海岸漂着ごみ問題を生活環境主義の視点で、「ごみ」の認識について・海岸漂着ごみの語り、海岸漂着ごみの原因、海岸管理の複雑化、ごみが他地域から流れてくることや観光客の責任の強調、清掃活動を実施する主体、の5つについて概観した。繰り返しになるが生活環境主義はフィールドワークをもとに理論を作り上げる方法をとるため、この5つについてもフィールドワークの仮説設定の検討材料にすぎない。今後、実際にフィールドワークを実践し、データを積み上げていく作業が必要となる。そうして、これまで蓄積されてきた自然科学の分野の研究や、政府からの情報、メディアの言説などと照らし合わせることにより、本問題の異なった捉え方ができることを期待している。

【文献】

- 荒川康・五十川飛暁 2008「環境社会学における生活環境主義の位置—「経験論」を手がかりとして—」『兵庫県立大学環境人間学部 研究報告』10:77-88.
- 荒川康 2009「生活環境主義における“現代性”—『持続可能な社会』論との関係を中心に—」『現代社会学理論研究』3:28-37.
- 古川彰 1999「環境問題の変化と環境社会学の研究課題」船橋晴俊・古川彰編『環境社会学入門—環境問題研究の理論と技法』文化書房博文社:55-90.
- 飯島伸子 1998「総論 環境問題の歴史と環境社会学」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学12 環境』東京大学出版会:1-42.
- 井上孝夫 1999「生活環境主義の基本問題」千葉大学教育学部社会学研究室『環境社会学研究』6:85-95.
- 嘉田由紀子 1991「水利用の変化と水のイメージ—湖岸の水利用調査より」鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史—琵琶湖報告書〔増補版〕』御茶の水書房:205-40.
- 嘉田由紀子 1993「環境問題と生活文化」飯島伸子編『環境社会学』有斐閣:143-67.
- 嘉田由紀子 1995『生活世界の環境学—琵琶湖からのメッセージ』農文協.
- 小木曾洋司 1998「地域共同管理の位置と課題」中田実・板倉達文・黒田義由彦編著『地域共同管理の現在』東信堂:29-40.
- 倉重加代 2005「海洋ごみが沿岸漁業に与える影響」日本社会分析学会第110回例会報告原稿(於鹿児島大学).

- 倉重加代 2006 「海岸での採取行為とわが国の法制度」『漂着物学会誌』4 : 31-37.
- 倉重加代 2009 「沿岸域管理主体問題と漁業者の役割をめぐる言説」『やまぐち地域科学研究』7 : 151-162.
- 益田庄三 1979 『漁村社会の変動過程 上』白川書院.
- 松田素二 1989 「必然から便宜へ——生活環境主義の認識論」『環境問題の社会理論——生活環境主義の立場から』御茶の水書房 : 93-132.
- 松村正治 2007 「『生活環境主義』以降の環境社会学のために」帆足養右研究代表『2003-2006年度科学研究費補助金基盤研究(B・1)研究成果報告書 日本及びアジア・太平洋地域における環境問題の理論と調査史の総合的研究』 : 273-88.
- 三浦耕吉郎 1995 「環境の定義と規範化の力——奈良県の食肉流通センター建設問題と環境表象の生成」『社会学評論』45(4) : 469-85.
- 財団法人日本生産性本部 2009 『レジャー白書2009——不況下のレジャー・フロンティア』.
- 桜田勝徳 1959 「漁業」『日本民俗学大系 第5巻 生業と民俗』平凡社 : 75-119.
- 桜田勝徳 1980 『桜田勝徳著作集1 漁村民俗誌』名著出版.
- 寺口瑞生 2001 「環境社会学のフィールドワーク」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・舩橋晴俊編『講座環境社会学 第1巻 環境社会学の視点』有斐閣 : 243-60.
- 鳥越皓之 1989 『環境問題の社会理論——生活環境主義の立場から』御茶の水書房.
- 鳥越皓之 1991 「方法としての環境史」鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史～琵琶湖報告書〔増補版〕』御茶の水書房 : 327-47.
- 鳥越皓之 1997 『環境社会学の理論と実践——生活環境主義の立場から』御茶の水書房.
- 鳥越皓之 2000 「生活環境主義」地域社会学会編『キーワード 地域社会学』ハーベスト社 : 312-3.
- 脇田健一 2005 「琵琶湖・農業濁水問題と流域管理——『階層化された流域管理』と公共圏としての流域の創出——」東北社会学会編『社会学年報』34 : 77-97.
- 山岡栄市 1965 『漁村社会学の研究』大明堂.
- 矢野晋吾 2006 「漁業権の正統性とその変化——コモンズの管理としての漁撈」宮内泰介編, 2006 『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』新曜社 : 33-54.

(2010年11月30日 受理)